

## 2024 年度サイクリスト誘客促進事業業務委託基本仕様書

## 1 名称

2024 年度サイクリスト誘客促進事業

## 2 事業目的

東三河地域※では、豊かな自然を活かし、市町村、観光関係団体と一体となってオールシーズン、オールエリアでスポーツが楽しめる地域として「東三河スポーツツーリズム」を推進している。2026 年のアジア競技大会において自転車ロードレースが新城市を発着とするコースとなる予定であることから、競技に関心の高いサイクリストを主たるターゲットとし、東三河地域への来訪及び周遊を促すため、インフルエンサー等を起用した情報発信及びイベントを実施する。

※東三河地域…5 市 2 町 1 村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

## 3 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

## 4 業務内容

「2. 事業目的」を踏まえ、以下の内容の事業を企画し実施する。

## (1) インフルエンサー等を活用した動画配信による情報発信

## ①事業概要

サイクリング業界での知名度が高く、競技に関心の高いサイクリストに対して強い訴求力を持つインフルエンサー等を起用した SNS での動画配信による情報発信を行う。

## ②SNS による動画情報発信

ア. 起用するインフルエンサーは 1 名以上とし、サイクリング業界での知名度が高く、競技に関心の高いサイクリストに対して強い訴求力を持ち、東三河地域の魅力を積極的に情報発信できる者を採用すること。

イ. 動画配信で使用する SNS は事業者の提案によるものとする。

ウ. SNS で配信する動画は 4 本以上作成すること。なお、1 分未満のショート動画を作成、配信する場合は、6 本以上作成、配信すること。動画作成にあたっては、配信で使用する SNS の特性を考慮した内容・構成とすること。

エ. 作成、配信する動画は発信する SNS 上で一定期間以上公開すること。

オ. 情報発信にあたっては、競技に関心の高いサイクリストに対し訴求できる東三河地域のサイクリングのフィールドを紹介することとし、その他実際の来訪及び周遊が期待される内容とすること。

- オ. 受託業者は、インフルエンサーによる動画発信・拡散状況を把握すること。
- カ. 必要に応じて、一般社団法人ほの国東三河観光ビューロー、東三河地域の市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）及び各市町村観光協会等と連携して行うこと。
- キ. その他、情報発信を効果的に行うため、起用するインフルエンサー以外の者とのコラボ企画など、独自の提案を合わせて期待する。

### ③事業実施に係る事務

- ア. 動画撮影に関すること
  - ・インフルエンサー及び取材先等との調整
  - ・スタッフ及び機材の確保、ロケハン等
  - ・撮影日の調整やタイムスケジュールの管理等
- イ. インフルエンサー起用に係る契約及び会計処理業務等の事務対応
- ウ. その他インフルエンサーによる情報発信に必要な事項

## (2) インフルエンサー等を活用したサイクルイベントの実施

### ①イベント概要

競技に関心の高いサイクリストの東三河地域への来訪を促すため、インフルエンサーを活用したイベントを実施する。

### ②イベント内容等

- ア. 競技に関心の高いサイクリストの参加が期待できるサイクリングイベントを4回以上実施すること。
- イ. イベントの内容は、インフルエンサーと共に行う走行会、講習会、ヒルクライムレース、GPSアプリを活用したタイムアタックなど種類は問わないが、競技志向の強いサイクリストの関心を引き、実際の来訪及びその後の再訪につながるものを提案すること。
- ウ. 受託者においてイベント保険（保険金額（1名あたり）の目安は、傷害死亡・後遺障害300万円、傷害入院保険金日額2,000円、傷害通院保険金日額1,000円とする）に加入すること。ただし、イベントの実施形態により、イベント保険への加入が難しい場合は、それに代わるものとして参加者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を求めること。
- エ. イベントの実施回数については、受託者が提案したイベントの事業規模・効果等を基に愛知県と調整を行ったうえで決定すること。
- オ. 雨天等で当初予定のイベントが実施できない場合、代替イベントを企画提案し、実施すること。
- カ. 他団体等が実施している既存イベント等との連携によるものも可とする。ただし、他団体等との調整は受託者の方で行うこと。

### ③自転車専門誌やウェブメディアなどを活用した広報活動

東三河地域がサイクリングの適地であることを広くPRするため、イベントの開催情報や開催結果について、競技に関心の高いサイクリストが閲覧する自転車専門誌やウェブメディアに記事を4回以上掲載すること。

### ④事業実施に係る事務

- ア. イベント内容の企画・実施に係ること
- イ. イベントに係る会計処理業務
- ウ. その他運営に必要な事項

## 5 成果物

業務終了後に、事業実績、事業効果及び課題等をまとめた報告書（任意様式）を、紙媒体（1部）及び電子データ（CD-R等）により、令和7年3月28日（金）までに提出すること。

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 事業の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 東三河の市町村、観光関係団体等が実施するイベントとの連携を行う場合は、関係団体と調整のうえで提案すること。
- (8) 景品を用いる場合は、景品調達に係る一切の費用を契約金額に含めないこと。
- (9) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (10) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (12) 本業務については、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。